

令和元年度
法令遵守推進制度に係る報告書

令和2年8月

目 次

1 要望等の記録・公表制度及び公益目的通報制度の運用状況	
(1) 令和元年度の要望等の記録・公表制度の運用状況	1
(2) 年度別の要望等の記録・公表制度の運用状況	2・3
(3) 令和元年度の公益目的通報制度の運用状況	3
(4) 運用状況についての意見	3
2 不当要求行為について	3・4
3 まとめ	4
資料	5
資料 1 令和元年度法令遵守委員会の開催状況	
資料 2 令和元年度における職員研修の開催状況	
資料 2 生駒市法令遵守委員会 委員名簿	

1 要望等の記録・公表制度及び公益目的通報制度の運用状況

(1) 令和元年度の要望等の記録・公表制度の運用状況

○要望等の件数

計 78 件

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
件数	6	10	14	8	6	8	4	4	4	4	7	3	78

○内訳

1) 各部別

	R1										R2			計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
市長公室			1					1					2	
総務部	1	1	2	2	1	5				1		2	15	
地域活力創生部			2				1		2				5	
市民部	1	1	1		1			1			1		6	
福祉健康部	1			1	3			1	1		1		8	
建設部	2	2	2	1	1		1			2	3		14	
都市整備部	1	3	3	2		2	1	1	1	1	2	1	18	
上下水道部														
会計課														
議会事務局														
農業委員会事務局														
選挙管理委員会事務局		1	2										3	
監査委員事務局														
教育振興部				2									2	
生涯学習部		2	1			1							4	
消防本部							1						1	
計	6	10	14	8	6	8	4	4	4	4	7	3	78	

2) 要望者の区分別

	R1										R2			計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
個人(公職者以外)	2	3	6	6	4	4	1		1	2	2	2	33	
公職者	4	7	8	3	3	4	3	2	3	2	5	1	45	
団体・法人		1				1		2			1		5	
計	6	11	14	9	7	9	4	4	4	4	8	3	83	

※複数の区分にまたがる要望があるため、要望等の件数とは一致しない場合がある。

3) 要望等種類別

	R1										R2			計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
要望・依頼	4	7	11	4	6	6	4	3	2	2	5	1	55	
相談		1		1						1	2		5	
意見・苦情	1	2	3	2	1	2			1	1	1	1	15	
提言・提案												1	1	
その他	1			1				1	2				5	
計	6	10	14	8	7	8	4	4	5	4	8	3	81	

※複数の区分にまたがる要望があるため、要望等の件数とは一致しない場合がある。

(2) 年度別の要望等の記録・公表制度の運用状況

○要望等の件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成27年度	14	16	13	11	7	8	2	10	5	2	2	2	92
平成28年度	4	5	2	1	3	1	1	1	3	0	4	8	33
平成29年度	18	32	15	15	13	13	9	9	6	7	7	6	150
平成30年度	5	21	19	11	10	11	13	3	5	3	9	3	113
令和元年度	6	10	14	8	6	8	4	4	4	4	7	3	78

○内訳

1) 各部別

	市長 公室	(旧)企画 財政部 総務部	(旧)環境経 済部 地域活力創 生部	市民部	福祉健康部		建設部	都市 整備部	上下 水道部	会計課	議会 事務局	農委 事務局	選管 事務局	監査 事務局	(旧)教育 総務部 教育 振興部	生涯 学習部	消防 本部	計	
					福祉部	こども健康部													
平成 27年度	6	4		19	3	2	27	3	4							3	4	18	93
平成 28年度		13	2			8	1	7						1	1				33
平成 29年度	9	16	15	19		14	31	30	4				3		5	4			150
平成 30年度	3	25	22	4		8	17	20	3				1		2	6	2		113
令和 元年度	2	15	5	6		8	14	18					3		2	4	1		78

2) 要望者の区分別

	個人(公職者以外)	公職者	団体・法人	計
平成27年度	47	38	11	96
平成28年度	27	4	2	33
平成29年度	47	96	10	153
平成30年度	41	64	14	119
令和元年度	33	45	5	83

※複数の区分にまたがる要望があるため、要望等の件数とは一致しない場合がある。

3) 要望等種類別

	要望・依頼	相談	意見・苦情	提言・提案	その他	計
平成27年度	43	20	27	3	18	111
平成28年度	17	2	12	1	2	34
平成29年度	85	19	32	7	9	152
平成30年度	59	20	17	1	24	121
令和元年度	55	5	15	1	5	81

※複数の区分にまたがる要望があるため、要望等の件数とは一致しない場合がある。

4) 不当要求行為の可能性が有り記載されたもの

	全件数	不当要求可能性 有りの件数
平成27年度	92	0
平成28年度	33	0
平成29年度	150	0
平成30年度	113	0
令和元年度	78	1

(3) 令和元年度の公益目的通報制度の運用状況

1) 公益目的通報の件数

件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2) 公益目的通報相談の件数

件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(4) 運用状況についての意見

令和元年度は、78件で前年度より35件の減少となった。また、平成28年度に制度についての周知徹底を図るなど対策を講じたことで平成29年度及び平成30年度は年間100件を上回ったものの、本年度において再び年間100件を下回る結果となった。各部別では、総務部が10件、地域活力創生部が17件それぞれ前年度から減少となっている。月別の件数を見ると、本年度の5月及び6月以外の各月については、10件未満の状態であったことから、報告状況を注視し、今後も継続して適正な制度運用を図るよう努められたい。

要望者の区分別では、公職者からの要望等は今年度の要望等の半数以上を占めているが、前年度より17件減少した。これまでの運用状況から判断して、本来記録すべきものが記録されていないことが原因とは考えづらいが、公職者からの要望等については要望のみならず、単なる意見や問合せも含めて全てを記録する運用としており、確実に記録するよう、徹底されたい。

また、不当要求行為の可能性が「有」とされている要望等が1件あったが、その他の要望等についてもその可能性を秘めている事例も散見された。それらの事例についても、適切に記録し、今後も本制度の適切な運用について徹底されたい。

市の事業等における法令違反等の事実について、職員等からなされる通報である公益目的通報は、令和元年度も0件であった。

2 不当要求行為について

(1) 不当要求行為の可能性の記載状況

平成30年度の報告書でも取り上げた内容であるが、今年度においても依然として不当要求行為の可能性が否定できないような要望等について、不当要求行為の可能性が「無」で報告されているものもあるように思われた。日常的に市民サービスを行う中で、要望等を受けて対応してい

る職員にとって、不当要求行為の可能性が有るような要望等であっても、不当要求の可能性について意識せず対応していることもあるとは思いますが、こういった行為が不当要求行為に当たるのか、不当要求行為に対してはどういった対応をとるべきなのか、確認されたい。

(2) 不当要求行為に対する措置

では、実際に不当要求行為を受けた時の対応についてであるが、生駒市法令遵守推進条例第10条に定めがある。

○生駒市法令遵守推進条例

(不当要求行為に対する措置)

第10条 市長は、明らかに不当要求行為があったと認めるときは、当該不当要求行為を行った者に対する書面による警告、捜査機関への告発その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の規定による措置を講じたにもかかわらず、不当要求行為を行った者が不当要求行為を中止しないときは、当該不当要求行為を行った者の氏名、不当要求行為の内容、講じた措置の内容その他の事項について公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該不当要求行為を行った者にその理由を通知し、意見を聴くとともに、有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

4 市長は、要望等が不当要求行為であるかどうかを判断できない場合において必要があると認めるときは、委員会に諮問するものとする。

5 市長は、前項の規定による諮問をしたときは、委員会の答申を尊重して、当該要望等に対して必要な措置を講じなければならない。

受けた要望等が不当要求行為であるとき、又は不当要求行為の可能性があるときは、独自で判断して対応するのではなく、組織としてこの法令遵守推進制度に則って毅然とした対応をするよう努められたい。また、不当要求行為であるか判断できない場合には、本委員会も活用していただきたい。

3 まとめ

平成28年度に委員会から市長に対し、法令遵守推進制度の運用に関して意見書を提出し、平成29年度にはそれまで大幅に減っていた要望等記録の報告件数が150件まで回復したが、再び減少傾向になっていることは気になる点である。要望等が複雑になっており、単純に件数が減少していることだけが問題とは思わないが、本年度の要望等記録報告の件数が平成29年度の報告件数の半数近くまで減少しているため、制度について改めて周知徹底し、適正な運用に努められたい。運用状況についての意見でも述べたが、公職者からの要望等については、全ての要望等を記録することとする運用になっており、これについても引き続き徹底されたい。

本制度の適正な運用を今後も持続させていくためには、継続的に周知啓発に取り組む必要がある。本年度実施した職員研修は、制度の周知徹底を図るうえで有効な手段であり、今後も定期的に行うことが必要である。

また、前年度以前から本委員会の中でも度々議論している学校・園で受ける要望等についての記録及び報告について、実効的な方法の検討は引き続いての課題であろう。

資 料

<資料1> 令和元年度法令遵守委員会の開催状況

	開催日	会議内容
第1回	令和元年5月13日(月)	○運用状況に係る協議 ○平成30年度報告書(案)に係る協議
第2回	令和元年7月1日(月)	○運用状況に係る協議
第3回	令和元年10月1日(火)	○運用状況に係る協議
第4回	令和元年12月19日(木)	○運用状況に係る協議
第5回	令和2年2月28日(金)	○運用状況に係る協議

<資料2> 令和元年度における職員研修の開催状況

開催日	開催内容 (講師名)	対象職員
令和2年1月28日(火)	講演 「生駒市法令遵守推進制度に係る研修会」 (法令遵守委員会委員 八木 正雄氏)	係長級以下職員

<資料3> 生駒市法令遵守委員会 委員名簿

(敬称略)

	氏名	
委員長	丹羽 徹	大学教授
委員	九鬼 康夫	元行政職員
委員	八木 正雄	弁護士

